

# 四半期報告書

(第73期第1四半期)

自 2018年9月1日  
至 2018年11月30日

大阪市中央区博労町二丁目3番9号

**ヤマト インターナショナル株式会社**

E00600

## 表 紙

第一部 企業情報.....	1
第1 企業の概況.....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1
第2 事業の状況.....	2
1 事業等のリスク .....	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2
3 経営上の重要な契約等 .....	5
第3 提出会社の状況.....	6
1 株式等の状況.....	6
(1) 株式の総数等 .....	6
(2) 新株予約権等の状況 .....	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	6
(5) 大株主の状況 .....	6
(6) 議決権の状況 .....	7
2 役員の状況 .....	7
第4 経理の状況 .....	8
1 四半期連結財務諸表.....	9
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	11
四半期連結損益計算書 .....	11
四半期連結包括利益計算書 .....	12
2 その他 .....	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	16

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年1月11日
【四半期会計期間】	第73期第1四半期（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）
【会社名】	ヤマト インターナショナル株式会社
【英訳名】	YAMATO INTERNATIONAL INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 盤若 智基
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町二丁目3番9号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。) 大阪府東大阪市森河内西一丁目3番1号
【電話番号】	06(6747)9059番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R 室長 川島 祐二
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島五丁目1番1号
【電話番号】	03(5493)5629番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R 室長 川島 祐二
【縦覧に供する場所】	ヤマト インターナショナル株式会社 東京本社 (東京都大田区平和島五丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第1四半期連結会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第1四半期 連結累計期間	第73期 第1四半期 連結累計期間	第72期
会計期間	自2017年9月1日 至2017年11月30日	自2018年9月1日 至2018年11月30日	自2017年9月1日 至2018年8月31日
売上高 (千円)	4,352,316	4,496,028	16,540,915
経常利益 (千円)	502,942	435,954	754,066
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	331,992	280,380	474,327
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	482,136	323,323	506,931
純資産額 (千円)	17,863,108	17,656,960	17,600,770
総資産額 (千円)	24,851,612	24,480,441	23,387,678
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.93	13.64	22.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.9	72.1	75.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第73期第1四半期連結会計期間の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を適用しており、第72期第1四半期連結累計期間及び第72期については、遡及適用後の数値を記載しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国の政権運営の影響や保護主義政策に伴う貿易摩擦懸念、金融資本市場の変動等、海外経済の不確実性はあるものの、政府、日銀による経済対策や金融政策を背景に企業収益や雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、個人消費につきましては、実質賃金の緩やかな改善が見られるものの、消費者の節約志向は依然として根強く、力強さに欠ける状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループでは、アパレル・流通業界における環境の変化に対応するため、これまで取り組んでまいりました中期構造改革を2017年8月期を以って完了し、中期成長戦略「ハードからソフトへの変革」のもと次なるステップへ舵を切っております。お客様が求める“新しい価値”を継続的に創造し、それを“新しいつながり方”で提供することで会社の持続的な成長を目指しております。

基幹事業である「クロコダイル」は、ターゲットとするプレミア エイジ（60～75歳）層に向けて、差別性や独自性を兼ね備えた“新しい価値”を継続的に創造できる姿を目指し、今一度価値創造のレベルアップを図っております。また、SNS・WEB対応といったソフトへの積極的な投資を行い、これまでのデジタルリゼーションを駆使したダイレクトなエンゲージメントに加え、新聞広告やカタログといった親和性の高いアナログな訴求をスマホ・テレコマースと融合させた“新しいつながり方”で提供することで、「集客の拡大」と「利益の拡大」を目指しております。

新規事業では、“アクティブ・トランسفر・ウェア”をテーマとした「CITERA（シテラ）」と米国発ファッショナウドアブランド「Penfield（ペンフィールド）」を展開しております。ブランドの顔となる商品開発に注力するとともに、「集客の拡大」に向けた新しいファンクションやサービスへの投資を積極的に行い、WEBマーケティングやPop-upストアの展開を筆頭に、当社が直接運営する事業に加え、国内外のライセンス展開等も目指す等、新たなブランディング型ビジネスを確立してまいります。また、新たに日本国内における商標権を伊藤忠商事株式会社と共同保有したハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、両社のブランドビジネスにおける経験とノウハウを活用しながら、国内セレクトショップや専門店を通じてライセンスビジネスを共同で展開し、ブランドの価値向上と事業拡大を目指しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### ①財政状態

##### (資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は120億7千2百万円となり、前連結会計年度末と比べ10億4千4百万円増加いたしました。主な要因は、商品及び製品が9億8千7百万円増加し、受取手形及び売掛金が9億2千3百万円増加したことによるものであります。なお、現金及び預金と有価証券を合わせた手元流動性資金は72億2千4百万円から7億8千8百万円減少し64億3千6百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は124億7百万円となり、前連結会計年度末と比べ4千8百万円増加いたしました。主な要因は、投資有価証券が5千5百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は244億8千万円となり、前連結会計年度末に比べ10億9千2百万円増加いたしました。

##### (負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は58億円となり、前連結会計年度末と比べ10億2千8百万円増加いたしました。主な要因は、電子記録債務が11億9千万円増加し、支払手形及び買掛金が3億2千3百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は10億2千3百万円となり、前連結会計年度末と比べ8百万円増加いたしました。主な要因は、繰延税金負債が5千8百万円増加し、長期借入金が2千8百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は68億2千3百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億3千6百万円増加いたしました。

#### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は176億5千6百万円となり、前連結会計年度末と比べ5千6百万円増加いたしました。主な要因は、利益剰余金が1千3百万円増加し、その他有価証券評価差額金が3千8百万円増加したこと等によるものであります。

これらの結果、自己資本比率は72.1%（前連結会計年度末は75.3%）となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度の数値で比較を行っております。

#### ②経営成績

当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が44億9千6百万円（前年同期比3.3%増）と増収になりました。利益面では、売上総利益率は49.1%（前年同期比で2.9ポイント減）となり、販売費及び一般管理費については17億9千万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は4億1千7百万円（前年同期比15.4%減）、経常利益は4億3千5百万円（前年同期比13.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億8千万円（前年同期比15.5%減）となりましたが概ね計画どおりに進捗しております。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業44億1千7百万円（前年同期比3.3%増）、不動産賃貸事業7千8百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

#### (2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

②会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### (a) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があつた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

一方で、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

##### (b) 不適切な支配の防止のための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する提案内容が適正か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール

（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述の会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を継続しております。

#### <当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の概要>

本プランは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を対象とします。

本プランにおける大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、大規模買付ルールを遵守しても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、必要に応じて独立委員会の勧告または取締役会の判断により、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、本プランによる対抗措置を発動することを十分に検討するための株主検討期間（最長60日間）を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することといたします。

本プランは、2018年11月22日開催の当社第72回定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続し、その有効期限は同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2021年11月に開催予定の定時株主総会終結）の時までとなっております。

本プランの詳細につきましては当社インターネットホームページ（<http://www.yamatointr.co.jp/>）をご参照ください。

##### (c) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、以下の点から、当社役員の地位維持を目的としたものではなく当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

##### (ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### (イ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

##### (ウ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

##### (エ) 独立性の高い社外者（社外取締役、社外監査役並びに社外有識者）の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮詢し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

##### (オ) 株主意思を反映すること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(カ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

**3 【経営上の重要な契約等】**

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	71,977,447
計	71,977,447

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2018年11月30日)	提出日現在発行数（株） (2019年1月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,302,936	21,302,936	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式であり、 単元株式数は100 株であります。
計	21,302,936	21,302,936	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月1日～ 2018年11月30日	—	21,302,936	—	4,917,652	—	1,229,413

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 754,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,502,400	205,024	—
単元未満株式	普通株式 46,336	—	—
発行済株式総数	21,302,936	—	—
総株主の議決権	—	205,024	—

(注) 上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権の数40個）含まれております。

② 【自己株式等】

2018年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合（%）
ヤマト インターナショナル株式会社	大阪市中央区博労町二丁目3番9号	754,200	—	754,200	3.54
計	—	754,200	—	754,200	3.54

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### **第4【経理の状況】**

##### **1. 四半期連結財務諸表の作成方法について**

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

##### **2. 監査証明について**

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,468,640	4,529,878
受取手形及び売掛金	1,594,324	2,517,605
有価証券	2,756,066	1,906,797
商品及び製品	1,991,617	2,979,365
仕掛品	—	170
その他	217,988	139,656
貸倒引当金	△525	△773
流動資産合計	11,028,113	12,072,701
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	1,403,018	1,399,832
機械装置及び運搬具（純額）	865	807
土地	5,179,068	5,179,068
リース資産（純額）	15,656	12,773
その他（純額）	109,370	107,617
有形固定資産合計	6,707,979	6,700,098
<b>無形固定資産</b>		
投資その他の資産		
投資有価証券	4,792,367	4,847,432
差入保証金	85,472	88,472
退職給付に係る資産	82,736	104,191
繰延税金資産	3,181	4,101
その他	125,281	122,873
貸倒引当金	△29,995	△30,019
投資その他の資産合計	5,059,043	5,137,052
固定資産合計	12,359,565	12,407,740
<b>資産合計</b>	<b>23,387,678</b>	<b>24,480,441</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	867,605	544,479
電子記録債務	2,847,782	4,038,182
1年内返済予定の長期借入金	252,043	235,210
未払法人税等	138,077	137,021
賞与引当金	87,129	—
返品調整引当金	15,000	23,000
ポイント引当金	4,087	4,400
資産除去債務	—	1,180
その他	560,628	816,949
<b>流動負債合計</b>	<b>4,772,354</b>	<b>5,800,423</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	690,290	662,280
資産除去債務	59,620	41,583
繰延税金負債	38,081	96,741
その他	226,561	222,452
<b>固定負債合計</b>	<b>1,014,552</b>	<b>1,023,057</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,786,907</b>	<b>6,823,481</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,917,652	4,917,652
資本剰余金	4,988,692	4,988,692
利益剰余金	7,362,173	7,375,421
自己株式	△363,237	△363,237
<b>株主資本合計</b>	<b>16,905,282</b>	<b>16,918,529</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	458,447	496,501
繰延ヘッジ損益	△3,796	△1,088
為替換算調整勘定	189,703	191,785
退職給付に係る調整累計額	51,134	51,232
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>695,488</b>	<b>738,431</b>
<b>純資産合計</b>	<b>17,600,770</b>	<b>17,656,960</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>23,387,678</b>	<b>24,480,441</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
売上高	4,352,316	4,496,028
売上原価	2,079,681	2,279,944
売上総利益	2,272,635	2,216,084
返品調整引当金戻入額	18,000	15,000
返品調整引当金繰入額	28,000	23,000
差引売上総利益	2,262,635	2,208,084
販売費及び一般管理費	1,768,460	1,790,121
営業利益	494,175	417,963
営業外収益		
受取利息	2,492	3,970
受取配当金	4,384	5,131
為替差益	1,134	994
受取保険金	—	5,647
その他	6,027	4,119
営業外収益合計	14,039	19,864
営業外費用		
支払利息	5,034	1,782
その他	238	91
営業外費用合計	5,272	1,873
経常利益	502,942	435,954
特別損失		
固定資産除却損	—	215
特別損失合計	—	215
税金等調整前四半期純利益	502,942	435,738
法人税、住民税及び事業税	94,920	115,633
法人税等調整額	76,029	39,724
法人税等合計	170,950	155,357
四半期純利益	331,992	280,380
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	331,992	280,380

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
四半期純利益	331,992	280,380
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	148,844	38,053
繰延ヘッジ損益	△4,808	2,708
為替換算調整勘定	5,752	2,081
退職給付に係る調整額	355	98
その他の包括利益合計	150,143	42,942
四半期包括利益	482,136	323,323
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	482,136	323,323
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

**【注記事項】**

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
減価償却費	61,758千円	58,160千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 2017年9月1日 至 2017年11月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年11月22日 定時株主総会	普通株式	125,127	6	2017年8月31日	2017年11月24日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月22日 定時株主総会	普通株式	267,133	13	2018年8月31日	2018年11月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 2017年9月1日 至 2017年11月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	繊維製品製造販売業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,277,982	74,334	4,352,316	—	4,352,316
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,277,982	74,334	4,352,316	—	4,352,316
セグメント利益	639,513	39,476	678,990	△184,814	494,175

(注) 1. セグメント利益の調整額△184,814千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	繊維製品製造販売業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,417,465	78,563	4,496,028	—	4,496,028
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,417,465	78,563	4,496,028	—	4,496,028
セグメント利益	550,856	43,990	594,846	△176,883	417,963

(注) 1. セグメント利益の調整額△176,883千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
1 株当たり四半期純利益	15円93銭	13円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	331,992	280,380
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（千円）	331,992	280,380
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,840	20,548

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年1月10日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 賢 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト インターナショナル株式会社の2018年9月1日から2019年8月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。